

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年12月27日 05時00分ごろ
発生場所	沖縄県渡嘉敷村前島北方沖 端島灯台から真方位205°850m付近 (概位 北緯26°14.0′ 東経127°27.3′)
事故の概要	プレジャーヨットMUGIWARAは、ブイに係留中、圧流されて浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年1月4日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット MUGIWARA、25トン
船舶番号、船舶所有者等	143874、株式会社 Bee Holdings
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	キール及びラダーに擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 5、視界 良好 海象：海上 波向南東、波高約1.5m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、同乗者3人を乗せ、遊走した後、前島北方沖の浅瀬近くに設置されていたブイ（以下「本件ブイ」という。）に本船の係留索を掛けて係留し、船長ほか4人が自室で休み、同乗者の1人が見張りに当たっていたが、突然ドーンという大きな音がして浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本事故の約2時間前に外に出た際、風が強まっているのを感じたものの、本船の係留状態を確認して異常がなかったので、そのまま係留を続けていた。</p> <p>船長は、本事故後、本船の係留索を確認したところ破断や解けた形跡がなかったが、本件ブイから係留索が外れていたため、本件ブイのアイ又は海底の錘に繋がっているロープが破断したのではないかと考えた。</p> <p>船長は、誰が本件ブイを設置したのか知らなかったが、過去にも何度か本船を本件ブイに係留したことがあったので、問題ないと思っていた。</p> <p>本船の喫水は、船首尾共に約1.3mであった。</p>
分析	本船は、風力5の南東風及び波高約1.5mの南東からの波が発生している状況下、本件ブイに係留を続けたことから、本件ブイから係留索が外れ、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、風力5の南東風及び波高約1.5mの南東からの

	波が発生している状況下、本船が本件ブイに係留を続けたため、本件ブイから係留索が外れ、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 風向、波向等を考慮して係留場所を選定すること。・ 用途の分からないブイにはむやみに船に係留しないこと。